

大野地域自治振興会規約

【 第1章 総 則 】

(名称)

第1条 この会の名称は、大野地域自治振興会（以下「振興会」という。）という。

(目的)

第2条 振興会は、大野小学校区（以下「学区」という。）の住民自らが学区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学区の未来づくりのための計画策定および見直し
- (2) 健康と福祉の増進、子育て・スポーツに関する事業
- (3) 人権と生活・環境保全に関する事業
- (4) 安全と防犯・防災に関する事業
- (5) 産業振興に関する事業
- (6) 教育と文化に関する事業
- (7) 振興会の広報・啓発に関する事業
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

(区域)

第4条 振興会の活動の区域は、学区内とする。ただし、他の自治振興会等と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事務所)

第5条 振興会の事務所は、大野地域市民センター内におく。

【 第2章 組 織 】

(会員)

第6条 振興会の会員は、学区内に居住する住民および学区内を活動範囲とする各種団体等とする。

(役員)

第7条 振興会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計責任者 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計責任者、理事および監事は、総会において選出し、承認を受ける。
- (2) 事務局長は、総会において同意を得て、会長が任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計責任者は、振興会会計の事務処理にあたる。
- (4) 理事は、理事会に諮る事案の総合調整と振興会事業の執行にあたる。
- (5) 監事は、振興会の会計、資産および事業の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (6) 事務局長は、振興会の事務を統括する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

【 第3章 会 議 】

(会議)

第11条 振興会の会議は、総会、理事会および専門部会とする。

(会議の開催および運営)

第12条 会議は、構成する者の過半数以上の出席がなければ開催できない。ただし、専門部会においては、この限りでない。

- 2 会議は、原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することとする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長、会長または部会長の決するところによる。

(総会)

第 13 条 総会は、代議員制とし、学区内の各区・自治会より選出された代議員（各区・自治会 50 名以内）をもって構成する。

2 各区・自治会から選出される代議員の数は、別表 1 のとおりとする。

3 総会は、振興会の最高の議決機関であって、この規約に定める事項のほか、振興会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

4 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、総会を構成する者の 2 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

5 総会は、会長が招集する。

6 総会の議長は、その総会において出席代議員の中から選出する。

7 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画および予算（案）の議決

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 会長、副会長、理事、監事、会計責任者の選出、承認および事務局長の任命同意

(4) 規約の制定、改廃

(5) その他重要事項

(理事会)

第 14 条 理事会は、会長、副会長、会計責任者、理事（各専門部会の部会長および区・自治会長）および事務局長をもって構成する。

2 理事会は、総会において諮るべき事項および振興会の運営に関する事項を審議決定する。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長があたる。

5 会長は、必要と認めるときは、理事会を構成する者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第 15 条 専門部会（以下「部会」という。）は、学区内の各区・自治会や各種団体等から選出された者をもって構成する。

2 部会は、総会および理事会で決定された方針等に基づき事業を実施する。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会は、次のとおりとする。

(1) 健康・福祉部会

(2) 生活・環境部会

(3) 安全・防災部会

(4) 産業振興部会

(5) 教育・文化部会

(6) 広報・啓発部会

5 部会には、部会長 1 名および副部会長 1 名をおき、部会員の互選により選出し、部会長は理事となる。

- 6 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 9 部会間の調整は、理事会が当たることとする。ただし、相互の部会が協議し、協力する場合はこの限りではない。

【 第4章 会 計 】

(会計)

第 16 条 振興会の運営等に関する経費は、交付金、補助金、負担金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 17 条 振興会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、設立初年度においては、総会による議案の議決日から翌年 3 月 31 日までとする。

【 第5章 そ の 他 】

(情報等の公開広報)

第 18 条 振興会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算等は、学区内住民に広く周知するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

付 則

設立初年度においては、各専門部の部会長は、自治振興会設立準備委員会で選出された者を部会長として、設立総会で承認を受けることとする。

この規約は、平成 23 年 4 月 23 日から施行する。

別表 1

各区・自治会から選出される代議員数

	区	自治会
均等割	1人	1人
戸数割	各区・自治会に加入している戸数が 20戸以下の区・自治会は、均等割りのみ 21戸以上30戸以下の区・自治会は、1人 31戸以上80戸以下の区・自治会は、2人 81戸以上の区・自治会は、3人	